

特定非営利活動法人 知のアトリエ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 知のアトリエ と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 栃木県那須郡那須町大字豊原 乙2944番地2 に置く。

2 この法人は前項のほか、その他の事務所を 東京都新宿区大久保3丁目6番地1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、那須町周辺および都市部在住の人々に対し、新しい学びに触れる機会を創出し、自身の能力や余暇を活かした研究・創作活動の場を提供することによって現代の新たな「知のアトリエ」の可能性 に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ② 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ③ 情報化社会の発展を図る活動
- ④ 科学技術の振興を図る活動
- ⑤ まちづくりの推進を図る活動
- ⑥ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 新たな「知のアトリエ」拠点創出に向けた事業
- ② 小中高生・若者世代が新しい学びに触れる機会を創出する事業
- ③ 自身の能力や余暇を活かした研究・創作活動の場を提供する事業
- ④ 困難な社会課題や技術課題解決に向けた創業を支援する事業
- ⑤ 不用品等の寄付受付および販売事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 講演・研修等の講師派遣事業
- ② 企業等のコンサルティング事業
- ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければならない。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2

以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を2人以内で置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 後任役員が選任されていない場合に限り、総会における後任役員選任までの間、前任役員任期を延長する。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(総会種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たに

- な義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第6項第4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする

2 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第45条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面表決者又は表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第 35 条 理事会には、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び活動予算)

第 42 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年、5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

- (1) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (2) 社員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 法第 43 条の規定による設立の認証の取り消し

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に定める団体のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第 10 章 補 則

(公 告)

第 52 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第 31 条の 10 第 4 項及び第 31 条の 12 第 4 項の公告は官報に掲載して行う。

(委 任)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	尾野 寛明
副理事長	茂木 雅之
理 事	中田 毅
監 事	山崎 哲央

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立
総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和
5年4月30日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額
とする。

(1) 入会金 正会員100,000円、賛助会員（個人・団体）0円

(2) 年会費 正会員5,000円、賛助会員（個人）3,000円、（団体）10,000円